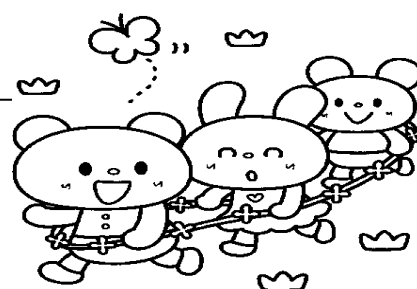


おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種 費用の一部を助成します

日光市では、1歳以上
年長児までのお子さんを対象
としておたふくかぜ（流行性耳
下腺炎）予防接種の接種費用
の一部を助成します。

おたふくかぜ は、ムンプスウイルスによって
起こる急性疾患で、飛沫感染後、増殖したウイルスは
全身に広がり各臓器に病変を起こします。耳下腺の腫
れを特徴とするため「流行性耳下腺炎」と呼ばれます。
合併症として無菌性髄膜炎、感音性難聴などを起こす
ことがあります。特に難聴を起こすと、聴力の回復は
困難となります。



<注意事項>

- ※ この予防接種は「任意接種」です。
接種を希望する方は、予防効果や副作用に
ついて十分にご理解のうえで接種するよう
お願いいたします。
- ※ おたふくかぜのワクチンは、弱毒生ワクチン
です。

※ 予防接種を受ける場合は、各予防接種の間隔
等を十分に確認して、接種計画を立ててから
受けましょう。

◎おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種の助成について

★ 費用助成対象者

市内に住所がある、1歳～年長児までのお子さん

- 今までにおたふくかぜにかかったことがあるお子さん、またはおたふくかぜの
予防接種を受けたことがあるお子さんは対象となりません。

★ 助成額 5,000円（1回のみ助成）

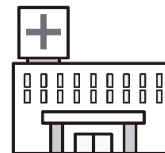
★ 接種及び申請方法

1. 裏面の市内予防接種実施医療機関で接種する場合

- ① 裏面のおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）の市内予防接種実施医療機関に予約します。
- ② 「母子健康手帳」「日光市こども医療費受給資格者証」「健康保険証」を持参し、
「おたふくかぜ予防接種予診票」に必要事項を記入して予防接種を受けます。
- ③ 裏面の市内医療機関で受けたおたふくかぜ予防接種費用は、5,000円まで市が助成しますので、
5,000円をこえる分は医療機関の窓口でお支払いしてください。
- ④ 生活保護受給世帯のお子さんは、受ける前に日光市健康課に申請していただければ、全額市が
助成しますので、受ける前に手続きをお願いいたします。



おたふくかぜ予防接種市内実施医療機関（順不同）



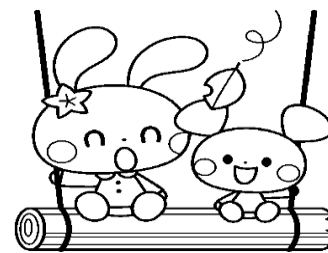
医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
荒井腎クリニック	大桑町52	21-8256	西川クリニック	下の内5-1	21-1003
石塚クリニック	荊沢600-32	30-3277	沼尾医院	大桑町155-1	21-8233
今市病院	今市381	22-2200	森島こどもクリニック	荊沢599-133	22-6522
いわせ歯科口腔外科 耳鼻咽喉科クリニック	塩野室町107-3	32-7311	森病院	今市674	22-1024
小沢医院	今市1409	21-1934	吉原医院	今市826-4	21-0161
木村内科医院	瀬尾497-1	22-7880	小西医院	安川町8-25	54-0924
見龍堂クリニックかわせみ	平ヶ崎609-4	22-1221	日光市民病院	清滝安良沢町1752-10	50-1188
見龍堂医療福祉総合クリニック	木和田島3008-8	32-2021	川村医院	鬼怒川温泉大原1396-20	77-0085
塩野室診療所	小林2824-1	26-8870	日光市立国民健康保険栗山診療所	黒部54-1	97-1014
新沢外科	今市814-1	21-1787	日光市立湯西川診療所	湯西川1168-1	98-0305
関根クリニック	今市本町27-2	22-5183	多島医院	足尾町赤沢21-28	93-2033



2. 市外の医療機関で接種を希望する方

（受ける前に手続きが必要です）

- ① 希望する医療機関に予防接種ができるかどうかを確認して予約します。
- ② 接種する前に「日光市指定外医療機関法定外予防接種受診申請書」を市に提出し、「予防接種実施依頼書」など必要書類の交付を受けてから接種します。「予防接種実施依頼書」の交付を受けずに接種した場合は、助成の対象となりませんのでご注意ください。生活保護受給世帯の方は全額助成申請の手続きも必要です。
- ③ 「母子健康手帳」・「日光市こども医療費受給資格者証」・「健康保険証」・「予防接種実施依頼書」を持参し、「おたふくかぜ予防接種予診票」に必要事項を記入して予防接種を受け、窓口では接種費用を全額支払います。
- ④ 接種後、「法定外予防接種費用等助成申請書」に「予診票市提出用」「領収書」を添えて市に提出してください。（提出は接種から1年以内）
日光市の助成額5,000円を上限として、指定の口座に振込みます。



<用語の説明>

- ★ **任意接種**とは、予防接種を受ける方およびその保護者と医師との相談によって判断し、行われるものです。
- ★ **定期接種**とは、病気の発生及び流行を予防するために、国が予防接種法で特に接種が必要であると定めている予防接種です。
ロタ、ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・BCG・MR・水痘などが該当します。



<お問い合わせ先>

日光市健康課
（今市保健福祉センター内）
TEL：21-2756
FAX：21-2968

